

北海道景観審議会

第 52 回会議 議事録

と き 令和 5 年(2023 年) 3 月 16 日 (木)
9 時 45 分～11 時 30 分
ところ 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
かでの 2・7 1060 会議室

出席委員(R5.3.16)

愛甲 哲也
池本 美紀
伊藤 千織
上田 裕文
大西 希
高橋 真美
津田 智成
中田 光治
二宮 直輝
長谷山 裕一
村田 周一
村田 徹哉
室矢 法文
森 朋子

計 14 名

第 52 回北海道景観審議会 議事録

1 開会

○平館課長補佐 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから「第 52 回北海道景観審議会」を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます。北海道建設部まちづくり局都市計画課の平館でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、開催要件の確認をさせていただきます。委員総数 15 名中、13 名の委員の出席となっております。北海道景観条例第 35 条第 2 項の規定による開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、開催にあたり、北海道建設部まちづくり局都市計画課長の道脇から御挨拶申し上げます。

○道脇都市計画課長 おはようございます。建設部まちづくり局都市計画課課長の道脇と申します。第 52 回北海道景観審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は年度末の大変お忙しい中、全道各地からお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

当景観審議会は、今年度が委員と公募委員の方の改選期となっております。前回の審議会は昨年 6 月に開催しましたが、そののち、昨年 7 月 1 日から新たな委員が 5 名、そのあと 10 月 1 日より新たな公募委員が 2 名、再任の委員につきましては 8 名で合計 15 名の方に審議いただいております。

本日の審議会の議事としては、委員改選に伴う会長及び副会長の選出や審査部会員の指名を行うほか、再生可能エネルギー発電施設と道の景観施策について御審議いただくとともに、道内市町村の景観行政団体移行状況などについて御報告させていただきますので、御意見などくださいますようお願いいたします。

会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、北海道における良好な景観形成のため、お力添えをいただきますようお願い申し上げ、まことに簡単でございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

○平館課長補佐 今課長からも挨拶の中にありましたけれども、当審議会は昨年 7 月 1 日付で委員、10 月 1 日付で公募委員の改選がありましたので、今回出席いただいている委員の皆様を事務局から御紹介させていただきます。

事務局から名前を読み上げますので御起立いただきますようよろしくお願いいたします。

愛甲委員でございます。

○愛甲委員 愛甲です。よろしくお願いいたします。

○平館課長補佐 池本委員でございます。

○池本委員 はい、池本です。よろしくお願いいたします。

○平館課長補佐 伊藤委員でございます。

- 伊藤委員 伊藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 上田委員でございます。
- 上田委員 上田です。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 大西委員でございます。
- 大西委員 大西でございます。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 高橋委員でございます。
- 高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 津田委員でございます。
- 津田委員 津田です。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 中田委員でございます。
- 中田委員 中田です。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 二宮委員でございます。
- 二宮委員 二宮でございます。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 長谷山委員でございます。
- 長谷山委員 長谷山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 村田周一委員でございます。
- 村田周一委員 村田です。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 村田徹哉委員でございます。
- 村田徹哉委員 村田です。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 室矢委員でございます。
- 室矢委員 室矢です。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 森委員でございます。
- 森委員 森です。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 ありがとうございます。

なお、本日は鈴木委員が所用のため欠席となっております。

私ども事務局の紹介をさせていただきます。景観と広告を担当しております景観係長の廣田です。

- 廣田景観係長 廣田と申します。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 広告を担当しております太田です。
- 太田主任 太田と申します。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 景観を担当しております小林です。
- 小林主事 小林と申します。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 景観と広告を担当しております原です。
- 原主事 原と申します。よろしくお願いいたします。
- 平館課長補佐 よろしくよろしくお願いいたします。

次に本日の日程でございますが、お手元に配布しております会議次第に沿って議事を進めさせていただきます、11時30分を目途に終了したいと考えておりますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それではお手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。会議次第、名簿、資料1、資料2-1、2-2、2-3、2-4、資料3、資料

4、資料5、北海道景観計画、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン、です。不足しているものはございませんでしょうか。途中でも何か抜けている資料がございましたら、遠慮なくお申し出ください。

前回から継続審議となっております案件が2件ございまして、「再生エネルギーと道の景観施策について」と「歴史的建造物と道の景観施策について」の2件ございますけれども、今回は時間の都合上「再生エネルギーと道の景観施策について」の審議をさせていただきます。どうぞ御了承ください。

2 議事

(1) 景観審議会会長及び副会長の選出について

○平館課長補佐 それでは、議事の第1号会長及び副会長の選出について、でございます。

北海道景観条例第34条第2項の規定に基づき、会長及び副会長は委員の互選によって選出することとなっております。まず、会長が選出されるまでの間、慣例に従いまして、事務局で議長を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から異議なしの声)

○道脇都市計画課長 それでは、会長が選出されるまでの間ですが、私が議長を務めさせていただきたいと思います。これより会長を選出したいと思えます。委員の皆様の中から、何か意見はございますか。

はい、長谷山委員。

○長谷山委員 会長ですが、平成30年から北海道景観審議会の副会長を2期務められ、北海道大学では公園計画や都市公園の分野での研究をしておられ、北海道の景観全般に造詣の深い愛甲委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○道脇都市計画課長 ただいま愛甲委員を会長としてはいかがかという声がありました。他に御意見がなければ、愛甲委員にお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

(委員から異議なしの声)

ただいま賛同していただいたので、愛甲委員に会長をお願いしたいと思えます。これ以降の議事の進行につきましては愛甲委員にお願いいたしますので、会長席に御移動願います。

○愛甲会長 みなさんおはようございます。ただいま会長に選出されました愛甲です。先ほどもお話がありましたように、小篠前会長から二つ大きな課題が残されていまして、歴史的建造物の案件と、再生可能エネルギー関連についてです。特に再生エネルギーの関係は社会的にも要請が高く、北海道もゼロカー

ボンの施策を打ち出して、2050年には実質ゼロを目指すと言うことで企業、行政を含めて、計画作りは進んでいるところですが、報道されているように、地域に軋轢を来しているところもあります。景観の面からも、できるだけ再生可能エネルギーの普及に向けて取り組まれる事業者さんと、地域間での軋轢が起きないようにガイドラインを準備していくというのが景観審議会の役割で、それに対する議論になると思っています。

それでは議事に移っていきます。まず副会長の選出です。私としましては札幌市立大学の森先生にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員から異議なしの声)

はい、ありがとうございます。それでは副会長は森先生にお願いしたいと思います。森先生は副会長席に移動をお願いします。

(2) 部会員の指名について

○愛甲会長 それでは続きまして、議事2号の部会員の指名に入ります。部会について事務局から資料1に基づいて説明願います。

○廣田景観係長 それでは資料1に基づいて部会について御説明いたします。

まず「審査部会」についてです。道は、景観形成基準に適合しない行為に対して、景観法に基づく勧告または命令をしようとするときは、北海道景観条例第24条の規定に基づき、審議会の意見を聞くこととしております。これら勧告又は命令に係る審議を迅速に行うため、景観条例第36条及び北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領に基づき審査部会を設置しています。

この部会に関する所掌事項としては、審査部会は次の事項について審議し、審議結果を景観条例第24条に規定する審議会の意見として取り扱っています。なお、国又は地方公共団体との協議については、審議会への意見聴取を必要としておりません。

次に「景観行政と関連施策との連携に関する特別部会」についてです。「北海道景観形成ビジョン」の重点的な取組とした「基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」に基づく関係部局の施策との連携に関する取組方法等について、調査及び検討を行うため、北海道景観条例第36条及び北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領に基づき特別部会を設置しています。

所掌事項として、特別部会は、景観形成と庁内における関係施策との連携強化を図るため、連携に関する取組方法等について、調査及び検討を行うとしています。

最後のページに条例や要領の抜粋を載せてございます。

○愛甲会長 ありがとうございます。景観条例第36条第3項に部会に属すべき委員は、会長が指名するとなっておりますので、本日は私の方から委員を指

名したいと思えます。

審査部会については、森委員、津田委員、上田委員、中田委員そして私で進めさせていただければと思えます。

続きまして景観行政と関連施策との連携に関する特別部会には森委員、鈴木委員、大西委員、高橋委員、長谷山委員、村田周一委員、そして私という形でお願ひしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員から異議なしの声)

それではお手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。

部会長は両者とも私が務めさせていただき、副部会長については森委員にお願ひしたいと思えます。

部会員に交代が生じる場合には改めて私の方から指名する予定です。

一つ質問ですが、過去の部会の開催状況がわかれば教えてください。

○**廣田景観係長** ここ何年かは開催実績がない状況ですが、後ほど調べて御報告いたします。

○**愛甲会長** わかりました。審査部会については、適合しないような行為が出てきた場合に開催されますから、そういう案件が出てこないと開催されないということですね。

関連施策との連携については後ほど報告事項としてありますが、必要かどうかを判断して開催するというところでございます。ですので、すぐに開催されるというものではございません。

(3) 再生エネルギー発電施設と道の景観施策とのあり方について

○**愛甲会長** 続きまして次の議題でございます。第3号議案です。再生エネルギー発電施設と道の景観施策とのあり方について、資料2に基づいて事務局から説明をお願いします。

○**廣田景観係長** 資料2に基づいて御説明いたします。

まず本題に入る前に、北海道の景観行政について資料2-1で御説明します。

我々が取り扱う景観法についてですが、平成16年6月18日に公布されております。その第2条に五つの基本理念が定められています。

「良好な景観が、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされることなどを通じて、その整備及び保全が図られなければならない。」「良好な景観は、地域の固有の特性と密接に

関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。」「良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。」「良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。」とされています。

続きまして景観行政の概要です。柱となるのが景観行政団体というものになります。都道府県・政令都市・中核市は自動的に位置付けられますが、希望があつて都道府県知事と協議した市町村についても景観行政団体となることができます。景観行政団体は、それぞれ景観計画を定めることができることになっており、その計画の中で自分たちの望むような景観づくりの方向性を織り込んで作成することができます。

また景観計画のみではなく、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設、景観協定、景観協議会や景観整備機構なども設置することができます。

続きまして、北海道のこれまでの景観に関する取組について御説明します。

今表示しているものが北海道のこれまでの取組を年表でまとめたものになります。北海道は景観法の施行前から「北海道美しい景観のくにづくり条例」という条例を制定しておりまして、「北海道美しい景観の国づくり基本計画」も合わせて制定しました。景観法の施行に合わせて、平成20年より「北海道景観条例」「北海道景観法施行細則」、「北海道景観計画」を策定しております。同じ時期に景観条例第7条に基づく基本構想として「北海道景観形成ビジョン」を定めまして、その後、社会情勢の変化等もかんがみ、平成30年度に見直しをしております。

続きまして北海道内の景観法の活用状況等についてとして地図を添付しております。この中で、下の方に景観行政団体とありますが、現在道内では23の市町村が景観行政団体となっており、その市町村については下を御覧ください。他にも景観重要建造物や樹木が指定されている状況がございます。

続きまして、景観計画についてです。景観計画の特徴としては、景観計画に定めるところの必須事項として景観計画区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針となっています。そして必須ではないものの、良好な景観の形成に必要な場合に定める事項として、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項などが挙げられています。その他景観重要公共施設の整備に関する事項や協定に関する事など、それから自然公園法の許可の基準であつて良好な景観の形成に必要なものも定めることができます。

続きまして景観計画の区域についてです。景観計画は市街化区域や都市計画区域内などに縛られることなく、都市部から農村漁村部まで幅広く設定することが可能です。北海道の景観計画では、景観行政団体の行政区域及びニセコ町

と江差町の一部の区域を除く全域としております。また道内の景観行政市町村についても当該市町村の行政区域全体を景観計画区域としております。

次に景観形成基準についての、行為の制限に関する事項です。景観計画には、行為の制限の基準（景観形成基準）を定めています。届出がなされた場合に、当該行為が景観形成基準に適合していなければ、景観行政団体の長が勧告又は命令することが可能となっております。

内容としては下の青枠部分に囲まれた制限のうち必要なものを選択するというので、ここに記載されているような内容を景観計画に取り入れていく形になります。

次に北海道と市町村との比較です。北海道は北海道景観条例で基準を定めています。最低限の基準として、規模を定めて届出を求めるほか、規制は主に色彩についてです。形態意匠については特に規制を定めておりません。市町村が作った場合には、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が可能となっております。北海道の景観形成基準については、後ほど北海道の景観計画を御覧いただければと思います。

次は、北海道の景観法に基づく建築物等の届出状況についてです。北海道の統計で、届出件数のピークは平成24年度の806件で、平成27年度には前年度の65%にまで減少しておりました。特に工作物である携帯電話の鉄塔などの届出が減少したことが原因です。

その後平成27年度から令和元年度までは増加しておりましたが、令和2年度はコロナの影響もあってか減少しましたが、令和3年度には再び増加傾向となっております。建設物については通常年間100件程度で推移しており、開発行為については20件前後、工作物の増減がやはり大きく、届出件数の総数を左右しているところです。

工作物に焦点を当てたものが次のページになります。平成24年度には携帯電話の鉄塔がほとんどでしたが、平成27年度では届出件数が前年度の約50%になっていまして、平成28年度から令和元年度まで再び増加していますが、これは風力発電設備の増加が原因として考えられます。

風力発電設備については、現在も環境アセスメントの手続きをしている事業が多数ございまして、今後とも増加していく見込となっております。特に日本海側での建設が増加傾向となっているところでございます。

続きまして、振興局別の統計です。特に件数の多い携帯電話鉄塔、風力発電設備、太陽光発電設備について令和2年度及び令和3年度の件数をまとめております。下の表は全届出の件数をまとめたものです。再生可能エネルギーについては導入促進の一方で、大規模な設備は景観への影響が大きく、各市町村で景観法での地域指定も含めた対応が必要だと思われれます。

前ページまでのまとめになりますが、平成24年度には携帯電話鉄塔の届出がピークとなり、平成27年度には大きく届出件数は落ち込みましたが、その後令和元年度にかけて風力発電設備の届出件数が急増しています。資料2-1については以上です。

続きまして資料2-2をご覧ください。前回の第51回北海道景観審議会の議事概要について御説明いたします。

前回の審議会では、議事として一つめが「再生可能エネルギー発電施設と道の景観施策のあり方について」、二つめが「歴史的建造物と道の景観施策について」としておりました。

報告事項としては、「道内市町村の景観行政団体への移行状況について」、「屋外広告物条例に基づく事務処理の一部移譲について」、「庁内連携について」としておりました。

議事二つについては継続審議となっております。今回は「再生可能エネルギー発電施設と道の景観施策のあり方について」を取り上げて、審議を進めさせていただきます。

前回、事務局からは北海道景観計画による太陽光発電設備および風力発電設備の届出基準について、そして北海道の環境影響評価について御説明いたしました。

これに対し、委員からの意見としては、「北海道としてのエネルギーミックスを踏まえたビジョンやガイドラインが必要である」「景観法や都市計画法などの各種法令の連動性や、どのような場所に規制があるか等を把握する必要がある」「景観計画には数値基準がなく、「周辺と調和」等の基準だけでは指導が困難である」「数値基準は適合の証明は明確だが、「周辺と調和」等の基準は適合の証明が困難である」「本来、発電設備・鉄塔・送電線は一体で規制すべきだが、現状は送電線に関する規制がなく、問題である」「数値基準は重要だが諸刃の剣であり、数値を満たしていれば何も言えなくなるので注意すべき」「数値基準だけでなく、それ以外の要素も含めた二重三重で規制できるような組み合わせが必要である」という意見が出ました。

小篠前会長の総括としては、「景観法だけでなく、既存の土地利用規制に関する法令がどのように連動しているか整理していく必要がある」「北海道全体で規制されている部分・規制されていない部分を正確に把握しておく必要がある」「市町村による指導や条例制定といった規制に関するガイドラインも必要ではないか」「規制に関する基準について、数値基準を作るべきなのか、又は数値基準を含めた二重三重の基準を作る必要があるのではないか」という点が挙げられました。

配布はしていませんが、本日議論いただきたい課題について御説明いたします。

再生可能エネルギーの導入が加速する中、地域住民とのトラブルが発生している状況にあり、その中には「景観の悪化」も含まれております。北海道では「太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を制定し、事業者が周辺環境との調和を図るため配慮する考え方を示しているところがございます。そのガイドラインによって斜面に設置する予定の施設が平地へ変更される等、一定の効果があつたと把握しています。

太陽光発電設備による代表的な問題としては、景観において周辺との調和が

取れない、発電施設敷地内の雑草の維持管理、土地の造成による土砂災害発生リスクの増加、そして太陽光パネルからの反射光などが挙げられます。

続いて風力発電施設による問題としては、風車が発生させる低周波音等による騒音、風車に鳥が衝突することによる生態系への影響、台風・落雷・地震や津波等の気象条件や自然災害に対する風力発電設備の安全性への懸念、風車が設置されることによる周辺景観への影響や眺望の阻害などが挙げられます。

次のページです。令和4年第3回定例会一般質問において「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」についての質問が出ました。「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」がトラブルの未然防止や解消にどのように寄与してきたのか、問題があるのなら今後どのように対応していかなければならないと考えているか、という質問でした。

これに対し、「ガイドラインは事業者が周辺環境との調和を図るために配慮すべき考え方を示したもの。景観条例に基づき、道は基準への適合状況を審査している。近年の再エネ導入拡大に伴い、これまでに増して景観への影響が懸念されることから、今後とも市町村と連携し、当ガイドラインの周知を図るとともに、課題の把握にも努めながら、適切に運用していく」、という形で答弁を行っております。

今後、大型化する風力発電設備の設置に向け、現ガイドラインの配慮事項で十分なのか、そうでないのか、議論を深め、ガイドラインの改正の必要性の有無や内容について、御議論いただきたいと思っております。

なお、今回を含め3回の審議会で結論を出したいと考えております。

次に資料2-3、再生可能エネルギー発電施設の現状について御説明します。

まず国の再生可能エネルギーの導入推移と2030年の導入目標についてです。2012年7月にFIT制度、固定価格買取制度が開始され、再エネの導入は大幅に増加しております。特に設置しやすい太陽光発電は、2011年度0.4%のシェアから2019年度6.7%に大幅に増加しております。再エネ全体では2011年度10.4%から2020年度19.8%に拡大する結果となっております。2030年度の目標として、再エネ比率を36~38%と大幅に増やす目標です。

次に北海道におけるエネルギーミックスについてですが、2019年度における実績としては全体で8,786百万キロワットであったものを、2030年度に20,455百万キロワット、対2019年比で233%まで増やす目標です。その中でも風力発電については1,020百万キロワットから8,153百万キロワットへと約8倍に増やすという目標を立てています。

次に北海道と国との比較ですが、国と比較すると北海道の方が太陽光の割合が少なく、風力発電が多い傾向となっております。太陽光発電が少ない理由としては、積雪や日照時間の短さがあると考えているところです。風力発電の構成比で見ると北海道は陸上と洋上の構成比が1:1となっておりますが、国の方で見ると3:1になっており、北海道においては洋上風力の比率が高くなっています。海岸線の長さ等が理由となっていると考えているところです。

ただし、洋上風力については、道外移出分も含んでおり、約 4,000 百万キロワットが道外に持ち出されます。

北海道・国ともに水力発電については、シェアは減少していますが、太陽光や風力発電が大幅に増加しているためであって、水力発電量そのものが減少するわけではありません。

今後北海道では、風力発電が大幅に増大する見通しとなっており、景観に対する悪影響が懸念されています。また、付随施設の送電線も増加するところまでございまして、その影響も懸念されます。

次に北海道内の 2022 年 3 月末時点の全電源種の導入量です。振興局別になっていますが、太陽光発電施設のシェアが高いのが、胆振・釧路・十勝となっており、風力発電設備のシェアが高いのが、宗谷・檜山・留萌となっています。道東地域は積雪が少なく日照時間が長いことから太陽光発電に適していると言われており、その傾向が出ていると考えられます。

次に新エネルギーの導入に向けた動きの太陽光発電についてですが、北海道における太陽光発電施設の設置状況としては、メガソーラーといわれる出力の大きい施設が苫小牧東部工業地域に三つ、八雲町に一つ、釧路町に二つほどあるほか、北海道全域だと令和 2 年度で 214 万キロワットの導入実績があります。図中の釧路町トリトウシ原野太陽光発電所とすずらん釧路町太陽光発電所は釧路湿原国立公園区域のすぐ横に設置されており、周辺ではさらなる太陽光発電設備の設置が計画されているということで、その地域は絶滅危惧種のキタサンショウウオの生息地域でもあることから、釧路町と釧路市が規制について検討を始めたという報道が先日あったところです。

次に風力発電についてですが、風況が良いとされる日本海側を中心に令和 2 年度で 59 万キロワットの導入実績があります。風力発電設備の設置についてはこれからも増加していく状況でして、環境アセスメントを終えたものから順次着工し、全長 200 メートルを超える風車も今年度中には建設される見込みとなっています。

次の地図が環境影響評価実施中の風力発電事業となっており、先ほど申し上げたように日本海側に集中して建っていく状況です。資料 2-3 は以上になります。

続きまして、資料 2-4 をご覧ください。風力発電設備及び太陽光発電設備に係る関係法令の手続きについて御説明いたします。

既存の土地利用に関する法令です。風力発電など再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき関係法令等の確認や手続きが必要となっています。設置申請書に手続き状況を添付する形となっており、ただし、10 キロワット未満の太陽光発電は除くとされています。

関係法令等には、各自治体が定める条例・ガイドラインも含まれます。

次ページからは関係法令の手続きに関する一覧表になっておりまして、国土利用計画法や都市計画法、土壤汚染対策法等さまざまな法令に係る場合が

あります。

11 ページをご覧ください。再生エネルギー設備の設置基準等に関する条例の制定状況です。道内の制定状況は制定済みが 9.5%、未制定が 90.5%となっています。振興局別で見ますと、釧路総合振興局が管内市町村の 37.5%、次いで胆振総合振興局の 27.3%が条例を制定しているという状況です。

次のページは再生エネルギー設備の設置基準等に関するガイドラインの制定状況についての地図となっております。ガイドラインを制定しているのは道内全体で 19.6%が制定済み、80.4%が未制定となっております。振興局別だと最も多いのが宗谷総合振興局で 90%、次いで留萌振興局の 87.5%となっております。

次に、お配りしている太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインと北海道景観計画の太陽光発電設備と風力発電設備に関わる部分を御紹介いたします。

まず先に太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインについてです。ガイドラインの位置付けとしては、北海道景観計画で定めた良好な景観形成の基準について、太陽電池発電設備及び風力発電設備の特徴を捉えて解説するとともに、北海道の景観特性を踏まえた良好な景観形成に向けて、配慮すべき点を示しています。「北海道景観形成ビジョン」における地域の総合的な質を高めるための景観づくりに基づく施策として位置付けしております。

内容としては、太陽電池発電施設については、メガソーラーと言われる大規模なものについて面的な広がりかつ相当距離が離れていても視認できる、また広大な敷地がパネルで埋め尽くされるような印象を受けて、景観においては影響が生じることを念頭に置いた検討が必要になります。また反射により景観的に目立つという特性を持っていることにも注意が必要になります。

景観計画の中で景観形成の基準として、位置や配置については、「地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること」「景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること」を配慮事項として定めております。また、形態や色彩についても景観形成の基準として景観計画の中で定めています。

ガイドラインの中では、太陽電池発電設備への配慮事項として、全地区の場合は設備として「地域の良好な景観資源への近接を避ける」「パネル及び架台は反射光の影響に配慮するなど、周辺環境に調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする」等の配慮事項について定めておまして、風力発電設備についても同様の項目を定めております。

ガイドラインの中ではさらに個別に、自然的地域、観光地地域、沿道等パターンを決めて、それぞれの地域について太陽電池発電設備と風力発電設備について配慮すべき事項を定めています。

事務局からの御説明は以上です。

○愛甲会長 ありがとうございます。一つ確認ですが、最後の資料は配付し

てないですか。

○**廣田景観係長** 配布しておりません。代わりに委員のみなさまには景観計画とガイドラインそのものを配布しております。

○**愛甲会長** はい、ありがとうございます。

なかなか膨大な資料なので、すぐ理解するのは難しいかもしれません。

私の理解が正しいかどうかをまず確認させてください。

太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインについて、先ほどもあったように今後設備施設の建設が進んで行くことに対し、このガイドラインで現状十分なことが網羅されているか、改正の必要があるかということ、今日も含めて3回の審議会の中で皆さんに御検討いただきたいということですよね。

さらに、太陽電池発電設備等への景観面からの規制については、もちろん景観計画の中で定められている景観形成の基準に基づいて工作物としての規制も当然受けていて、それを受けてガイドラインの中の46ページ以降を見ていただければと思いますが、さらに太陽電池・風力発電について各地区共通、自然的地域、観光地地域、沿道、田園地域、市街地という区分に分けて配慮すべき事項をガイドラインとして示しているという理解でよろしいですか。

○**廣田景観係長** はい、そうです。

○**愛甲会長** なので、議論のポイントとしては46ページから、全体的なガイドラインの示し方ももちろんありますし、どのような事項の改正が必要かというのがあるとは思いますが、前回の第51回の審議会の中で出てきた、数値基準をもっとはっきり示すべきかどうか、市町村の指導や条例制定といった規制に関するガイドラインが必要ではないかという部分については、おそらく46ページからの部分についてより具体的な内容を数値基準として示すべきかどうかというような話だと理解しましたが、それも私の理解に間違いはないですか。

○**廣田景観係長** はい、間違いありません。

○**愛甲会長** 今説明された部分、あるいは1回目ですのもっと全般的な部分、理解がしづらかった部分の御質問でもかまいませんので、何か御意見あればお願いします。

はい、森副会長どうぞ。

○**森副会長** 森です。よろしくお願いたします。

私もこの問題は重要だと思っておりまして、個人的に、自治体が条例を制定しているところにヒアリングさせていただいたり、訪問させていただいたりして、少しは把握しているつもりです。

景観行政団体になっておられない自治体さんが、再生エネルギー設備の設置基準等に関する条例やガイドラインを作られている場合がいちばん問題になるのではないかと考えています。景観計画があるところはそれなりに景観から議論ができますが、北海道の景観計画で運用している自治体さんにとってはそれが無いわけですから、条例を制定せざるを得ない状況かと思えます。

それで、ガイドライン24ページ、届出対象の部分ですが、届出対象の施設

及び規模が大きく、引っかかってこないものがあるので、景観行政団体になっていない自治体に対応するには条例を制定するしかない現状だと思っております。そのあたりに対してどうお考えなのかまずお聞かせください。

○愛甲会長 事務局からお願いします

○廣田景観係長 北海道の景観計画に定める届出基準についてですけれども、北海道全体を対象としている関係で、制定の当初からあまり強めの基準に踏み込めないという事情がありまして、数値としては緩いという状況にはあると捉えています。ただ北海道としてはカーボンニュートラルに政策として取り組んでいる面もありますので、ではどれくらいの数値基準が適切なのかという点は悩ましい部分ではあります。

○森副会長 それでは再生エネルギー条例を作られている自治体の条例を御覧になった方がいいと思います。届出基準を下げられていたり、近隣住民への周知を必ずしてくださいだったり、なんらか入れていると思いますので、そういうことがない、景観行政団体ではない自治体をどう助けるのかという視点にたつのか、それとも46ページ以降の数値基準を細かくしていくのかというのは方法としては違うように思いましたので、そのあたりの整理は必要かなと思いました。

○愛甲会長 はい、ありがとうございます。

今のところは、配布されている景観計画、7ページ目に一般区域の届出対象行為として景観区域の中でどういったものが届出をしなければいけないかが書いてあります。別表第1の(3)ウで風力発電設備、シで太陽電池発電設備がありまして、それが先ほど森先生がおっしゃられた景観形成ガイドラインの26ページの太陽電池発電設備と風力発電設備の一般区域での届出の基準ということになります。

私が説明することではないかもしれませんが、一方で北海道の環境アセスメントについて配付資料がありますが、どういった規模の開発行為が対象になるのかが2ページ目に書いてあります。表5番目の発電所について、太陽電池発電所は出力4万キロワット以上、個別に相談が必要とされる第2種事業については出力が2万キロワット以上。風力発電所についてはそれぞれ1万キロワット、5千キロワットとなっています。

先ほど森先生がおっしゃられたように、確かに各自治体で作っている条例やガイドラインで、届出基準をより下げて、その市町村の状況に応じた基準を設けて各市町村への届出をするように整備されているところも多いという話でしたので、その辺と今議論しているガイドラインの整理をどう付けるかというご指摘だったと思います。

他にいかがでしょうか。はい、上田委員。

○上田委員 新参者で今までの議論の流れあまり理解していないかもしれませんが、私はこの景観形成ガイドラインをもう少し詰めて改善していった方がいいと思いますし、これである程度の方向性を示していった方がいいと思います。それぞれの自治体でマンパワーも足りないですし、判断出来ないところも

あるので、道として全体の方向性を示した方が自治体としてもいいのではと思います。

私自身、これまで札幌市の環境影響評価に関わっていて、石狩市の風力発電を札幌市の環境影響評価で話しているのですよね。どういうことかという、太陽光発電は水平の広がりであるのに対して、風力発電は垂直のものなので、結局景観、ランドスケープが境界を越えるというか、近隣の自治体からも見えてしまう。そのため石狩市の風力発電について札幌市の環境的な影響について議論しているという状況です。なので、各自治体の範囲の議論以上に、道の広域の範囲で、特にこの風力発電については考えていく必要があると思います。そういう意味でこの道のガイドラインをある程度改善していく必要があるのではないかと考えています。

もうひとつ、これは陸域を中心に書かれていますが、今後出てくる洋上のものについてはここでは言及されていないし、ガイドラインでも方向性は示されていないので、大変難しい議論になるとは思いますが、札幌市の議論も実際にはかなり難しく、届出をしてもらってもそれに対して何を言うかということが、こちらの方である程度の方向性を定めていないと届出された後に何も言えませんので、そういう部分でも広域の道のガイドラインとしてある程度示せると良いのではないかと考えています。

○愛甲会長 非常に重要な点のご指摘ありがとうございます。

札幌市で環境影響評価を実施するという事は、札幌市の方は届出なければいけないということですか。

○上田委員 届出なければいけないわけではないですが、審議会で議論はします。しかも景観だけです。

○愛甲会長 なるほど、そこは札幌市内に建てるわけではないので、影響を受けるのは景観の部分のみですね。

特に日本海側の洋上風力の悪影響が起きてくるということは十分考えられますね。その点は確かに、今の景観形成ガイドラインが作られた時期には洋上風力はそこまで想定されていなかったですし、今はもっと離れたところで建設するという計画も出てきていますし、離れてしまえば逆に景観的影響は小さくなるでしょうけれど、どういう基準を示すかというのは非常に重要な課題だと思います。

中身的にも今は数値の基準は設けられていませんが、より具体的な内容にしてもいいのではないかと話で話しています。

森先生と上田先生の話聞いて、私から一つ事務局に質問があるのですが、景観行政団体になっていない各市町村で作られている条例やガイドラインの中で、森先生が気にされていた再生可能エネルギー施設に対して、いろいろと説明すべき事項等が定められていると思うのですが、その中に景観のことは書いてあるのでしょうか。

○廣田景観係長 全てを見ているわけではないですが、景観行政団体ではない市町村が再生可能エネルギーについて条例等を制定する場合、防災の観点から

制定するところが多く、住民との合意形成を図ること等を重視していて、景観についてはあまり触れられていないケースが多いと考えています。

○**愛甲会長** だとすれば足りないところをこちらのガイドラインでサポート、補完できるものを道として作る必要があるかもしれませんね。

○**森副会長** ちょっとすみません。1年前くらいにヒアリングさせていただいたので今は状況が変わっているかもしれませんが、例えば厚真町だとルーラルビレッジの中に太陽光パネルが建ってしまって、かなり住民の反発があり、最終的には撤去して禁止地区として制定したということを知っています。ですので、必ずしも景観のことを考えていないということでもないかなと思います。

しかしやはり、景観行政団体になるには景観計画を立てるなどかなり時間がかかるので、自治体としては比較的早くできる条例で対応しているのが実態だと思っています。なので、景観に関して、例えば浜中町は霧多布湿原のことをやはり念頭に置かれていると思いますし、鶴居村もそういう観点をお持ちだと思いますので、全く景観の観点がないということでもないと思います。以上です。

○**愛甲会長** 条例やガイドラインの中で文言として現れていなくても、ということですね。住民との間でトラブルになって、太陽光パネルを撤去するという事例もあるということです。禁止区域に制定しているのですね。ありがとうございます。

その他ありますか。はい、中田委員。

○**中田委員** 私も気がついたことについて発言します。46 ページからの区域区分のところ、(1)が各地区共通、(2)が自然的地域、(3)が観光地地域、(4)が沿道、(5)が田園地域、(6)が市街地という地域に分かれています。気になったのが海岸線や沿岸のところ、(2)の自然地域の中に森林・海岸・河川と一緒にありますが、これには無理があるように思います。やはり海岸と森林、内陸は地形的な特性や景観要素も違うので、ここは分けられないかと思っています。

その風力発電をみると、かなり抽象的で、その運用等も書いておらず、今全国的にも秋田や青森で300mくらいの高さの大規模な風力発電が数百基建設されていますが、そこで問題になるのは水平的な視野の角度や、仰角と言って、仰ぎ見る角度が問題になります。自分でも調べてみたのですが、沖合2キロメートルに200メートルや3キロメートルで300メートルの場合を調べると、かなり小さくて5.3度とか5.6度になります。陸上も調べると、陸上の方が大きく10度とかそれくらいになると気になる。なので、数値でやると規制が難しいかもしれないし、どこから見るかということも関わってくる。事例も含めて述べてあげたいという気がします。以上です。

○**愛甲会長** ありがとうございます。今の区域区分が議論していることに合っていないのではないかと、ということですね。確かにそのとおりかなと思います。

ちなみにこの地域区分について、どういう線引きがされているかは明確に決

まっているのでしょうか。それとも読んだ方の判断になるのでしょうか。

○**廣田景観係長** 届出を出す際にチェックリストを提出してもらうことになっていますが、地域の選択については届出者が選択することになっています。北海道で地域の指定はしていません。

○**愛甲会長** わかりました。

ということは、例えば観光地で、届出者は観光地だと思っていなくても沿道の景観なんかで十分観光の対象と言えるような場合も北海道ではよくあるかもしれないですが、起こり得るということですね。

その辺も明確にした方が良いのではと今話を聞いて思いました。

私は自分の経験から言うと、豊富町のサロベツ原野から見る利尻富士の景観が非常に重要な景観で、国立公園の管理計画の中にも規制をしなければいけないとして、沿道はけっこう厳しい規制をかけています。国立公園区域内は規制がかけられますが、沖合に出て利尻とサロベツの間の海域には何も規制がかかっていないので、もしその区域に洋上風力発電設備が建って利尻富士の景観が遮られてしまうと、ちょっと興ざめするような景色になるという事例も考えられるなと思いました。

他にはいかがでしょう。はい、上田委員どうぞ。

○**上田委員** 今話に関連してなのですが、今のガイドラインで視点場の話と対象場の話がぐちゃぐちゃになっていると感じました。本来景観は対象場の話だと思いますが、実際には景観と言う場合には風景、見え方の話にもなるので、そのあたりの整理というの、特に広域で見なければいけない垂直の風力発電の場合は見る方なのか、工作物そのものなのかを考える必要があると思います。

先ほどの話にもあったかと思いますが、もともと垂直の風力発電も単体の鉄塔のときの基準が適用されているので、距離に対しての高さの仰角だと思います。

ただ札幌市の方で話がありましたが、今ウィンドファームだと単体ではなく群で並んだりするので、単体の距離の話だけではなく、ある程度の広がりも基準に入れて検討しなければならないのではと思いました。新たな基準は単なるティーバイエイチではないと思うので、今後ガイドライン改定の際は検討をお願いします。

○**愛甲会長** ありがとうございます。景観か風景かという話ですよ。

これは私の理解ですが、この景観審議会で扱うのは基本的に風景的な景観と考えています。いわゆるランドスケープとしての、生態系等の問題はまた別の話で、環境審議会もありますし。

先ほどの環境影響評価の資料の最後のページを見ていただくと、環境アセスの対象となる調査項目があり、2番目に生物多様性に関わる要素があって、生態系はこちらの方でカバーしています。景観はそれとは別で、身近な自然等との触れ合いに係る要素の中に景観として整理されていて、自然景観、都市景観、農村景観という細区分になっています。本来なら自然景観といえれば生物多

様性や生態系も含まれますが、この行政上の景観法の対象範囲はそれを含んでいないと思いますので、そういう理解でいいですね。

○**廣田景観係長** はい、そうです。

○**愛甲会長** それと今の広がりの方は私も気になっていて、逆に洋上風力が石狩市沖なんかで乱立して、違う事業者さんがいくつか重なりあうと、群どころかそれが連続して見えてくるという問題もいずれ発生してくるのではないかと思います。

他にありませんか。はい、村田委員どうぞ。

○**村田周一委員** 一つ一つの風力と開発について異議が出るという話もありますが、北海道として明確に目標があり、一方で風力発電がない方が景観上きれいだよねという中で、どれくらいを許容するかというのはある気がしています。

一個一個に対してどう許容するかというよりも、目標を掲げているものが実際にできるところになるので、全体としてはこうなってしまう中で、一つのことはいこう許容しようという風に考えないといけない気がします。目標が決まっています、それを達成するには、例えば想定している地域があるはずなので、経済効率や地域のポテンシャルから考えて、やってみるところなるというシミュレーションの中で個別にどこまで許容しましょうかという中で数字等を決めるべきだと思います。許容はしなくてはいけないと思うので。

○**愛甲会長** ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思いますし、先ほどの風景についてもそこに関わってくるかと思えます。今あったのは、発電の目標があり、そこからバックキャストで総量や促進すべき地域が考えられるのではないかということですね。

地球温暖化対策推進法で促進地域を決めている地域もあると思いますが、北海道全体で促進すべき地域を決めているのでしょうか。それともあれは基礎自治体毎に決めているものなのでしょうか。

○**廣田景観係長** 北海道としての風力発電を設置するエリア、そうでないエリア、というところまでの議論は進んでいないです。

ただ経済産業省、国の方で、法律名がすぐには出てこないのですが、促進する海域に関する法律があります。北海道の中だと留萌の南あたりからその下の日本海側全体が推進すべき海域を目指してはいるということです。

○**愛甲会長** わかりました。ありがとうございます。

北海道としての動きも次回には整理しておいていただけると、今の話につながるのではないかと思います。

では長谷山委員、お願いします。

○**長谷山委員** まとめることが多くて、かなり大変な会だなと思っておりました。

先ほど事務局の説明の中で、年間に届出が400～600件あったという話でした。景観行政団体を含めるとけっこうな数来ているかと思えました。一方で、その中で景観形成基準に適合していない場合には、勧告や命令をすることも可

能となっていますけれども、勧告や命令というのはここ近年ないですよ。

○**廣田景観係長** 過去に勧告や命令を出したことはないです。寸前まで検討したことは1件だけあります。

○**長谷山委員** ということで考えると、今回のガイドラインに書かれている配慮基準に沿って問題のない状態で建てられていると考えられると思いますけれども、もしそうであるのなら届出基準としては風力であれば高さ13メートル以上、太陽光であれば2,000平方メートル以上のものが建っていると思います。

実際に景観にどんな影響があるのか、村田委員からはシミュレーションという話もありましたけれども、現実には建っているものがあるので、次回などにその事例を見てみると、もう少し理解が進むのではないかと思います。

規模の話で、届出基準を超えないものについても、本当に影響がないのかということを検討する必要もあると思いますので、そういう事例についても写真やシミュレーションがあれば、もう少しわかりやすく議論が進められると感じました。

○**愛甲会長** ありがとうございます。まさにそこが、今ガイドラインを考える上で欠けているところだと思いますので、是非そうしたいと思いますが、可能ですか。

○**廣田景観係長** 現地視察ということですか。

○**愛甲会長** いえ、そこまで実施するのは大変だと思うので、資料で結構です。

○**廣田景観係長** 資料を用意することは可能です。

○**愛甲会長** 森先生が詳しいと思いますが、現実的に問題になった事例や議論になっているものを選んでいただくといいと思いますし、小規模なものについては、言われてもどんなものなのか実は想像し難いので、何平方メートルで景観的に見てどうなのかという部分がわかるような資料を作成いただければと思います。

いろいろ事例としてあった方がガイドラインの中の配慮事項として数値目標を入れるかどうかという議論にもつながると思いますので、できるだけ多くの事例を出していただけると助かります。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

おそらく初回ですし、初めて参加された委員の方は資料を読むだけでも大変ですよ。なので、お時間あれば、景観形成ガイドラインの基準や配慮事項が書いてあるところだけでも目を通していただいて、足りないこと等ないか、また御質問があれば事務局に聞いていただいて構いませんので、次の審議会までの間に出していただければと思います。

ありがとうございました。この議題については次回以降も引き続き議論していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

3 報告

(1) 道内市町村の景観行政団体への移行状況について

それでは議事はここで終了ということにして、次は報告事項について事務局から報告をお願いします

○**廣田景観係長** それでは資料3、道内市町村における景観行政団体への移行状況について御説明します。

令和5年1月1日現在の状況ですが、先ほども述べたように23市町村が景観行政団体となっております。移行状況としては、令和4年度に弟子屈町が5月1日付けで、倶知安町が9月1日付けで移行しています。現在移行に向けた取組が進められている市町村として、鶴居村、浜中町が令和6年度に移行予定です。中富良野町は令和5年度移行に向けてまさに準備を進めているところです。移行に向けた検討を行っている市町村としては、北広島市、赤井川村、中札内村となっております。

地図上で白地になっている市町村が景観行政団体でして、北海道の景観計画が適用にならない範囲となります。

景観行政団体の移行フローを参考として載せております。全体的な流れとしては図を御覧ください。

(2) 屋外広告物に係る規制について

続きまして、資料4、屋外広告物に係る規制についてです。

北海道景観審議会では屋外広告物についても取り扱っています。

北海道屋外広告物条例の規定に基づき、地域・場所・物件について禁止・許可等の指定をしようとするとき、適用除外に関わる規則を設けようとするとき、特例の許可等を行おうとするとき等は北海道景観審議会へ諮問することとしています。またその他、必要に応じて意見聴取や報告等を行います。

次に北海道屋外広告物条例の概要ですが、良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止のため、地域の特性に合わせた規制を行っています。規制の内容としては、屋外広告物の許可制度で禁止地域・禁止物件・許可地域について規制をしています。また屋外広告物の登録制度がありまして、業者には登録をしていただく形になっています。

次が報告の本題になりますが、学生等が描く壁画等に係る規制についてです。

一般には広く認識されていないのですが、壁に描かれる絵画等についても、屋外広告物としてみなされます。今回御紹介する事例は、学生さんが倉庫の壁に絵を描いた事例になります。写真のような絵を描いていたのですが、これが屋外広告物に該当し、現状だと許可基準を超えていることから、是正指導をしているところです。

このようなことがないように、道内の教育機関に対し、壁画等の作成の前に所感の振興局等に相談の上、屋外広告物条例による規制について確認するよう

依頼したところでは。

(3) 庁内連携について

次に資料5になりますが、こちらは庁内連携に関する資料でございます。今のところ各関係部署に事前の連携を照会している状況で、右が北海道景観形成ビジョンとの関連計画、そして左に各関係部署の担当者等が記載されています。

事務局からは以上です。

○愛甲会長 はい。ありがとうございました。

3件の報告がありましたが、何か御質問等ありますでしょうか。

中田委員お願いします。

○中田委員 最初に説明された景観計画と景観行政団体の移行についてです。

令和4年3月31日時点で調べたときに、道内の景観行政団体は21市町村で全体の11%、現在増えているので12~13%かもしれません。景観重要建造物が14件、景観重要樹木が美瑛町の1町、景観協定は旭川市と東川町の2市町と全国の都府県に比べてすごく少ない状況です。

私は、景観法で既定されている各景観要素について、表を作成しているのですが、市町村の景観行政団体移行や景観計画策定の支援がこの景観審議会の1丁目1番地ではないかと考えています。そこで、景観計画策定済みの市町村、地区計画決定済みの市町村等について考えてみました。例えば、景観地区を定めている市町が富良野市、ニセコ町、倶知安町の3市町、景観計画も地区計画も定めている優秀な市町が10市町、地区計画を定めているが景観計画を定めていない市町が23市町あります。なお、景観計画は定めているが地区計画を定めていない町が10町です。

その他、歴史まちづくり法の中に歴史的風致維持向上計画というのがあって、今小樽が認定に向けて動いています。全国でも88都市と少なく、北海道は歴史が浅いのであまり該当しないと思われるかもしれませんが、そうではなくて、ヘリテージでも北海道の歴史的建造物をいろいろ掘り起こしていますし、そういったこともあり、市町村が景観計画を作る支援をしたいと思えます。以上です。

○愛甲会長 はい、ありがとうございます。事務局から何かコメントはありますか。

○廣田係長 景観行政団体への移行は、基本的に市町村が判断しなければならないということで、北海道が強制できるものではないので、我々としてももう少し移行してほしいところではありますが、今のところ23市町村という現状です。

○愛甲会長 ありがとうございます。

私は以前、「緑の基本計画」の策定状況を調べたことがあって、全道の都市計画を持っている99市町村のうち、半分かりの策定率に留まっています。

都市公園がないわけではないのですが、その時に聞いた話だと、事務的な負担、人手不足、それから専門職員がないというのが聞こえてきて、いろいろ大変だなと感じました。北海道の広域計画としての役割もあると思います。

先ほどの再生可能エネルギー施設の問題の話の中でも少し出てきたことに付け加えると、中田委員がおっしゃるようにできるだけ各市町村で景観計画を作ってもらえるように持っていくのが理想だと思いますが、その辺はバランスを取りながら、指導をするというのは難しいと思うので、サポートの仕方を考えていただけたらと思います。

他にはよろしいでしょうか。

では、関係部局の一覧表を資料で配ってもらっています。庁内連携に関する部会の話もありましたが、すぐにどうこうというわけではなく、景観に関することはかなり多岐に渡るので、ある程度優先順位をつけながら取り組んでいく必要があると思います。

表を見て欠けていると思うのが、環境生活部のゼロカーボン推進局がありますよね。先ほどの再生可能エネルギーのことを考えると、全体の進捗状況や目標との関係も調整を図っていかなければいけないと思うので、こことも連携を図ってもらわなければいけないと思います。

それから生物多様性国家戦略が改訂されるのに合わせて、道の計画も変えていくことになっていきますし、アドベンチャートラベルのワールドサミットも開かれて観光客も戻ってくるということにも注目が集まってくると思いますし、空き地・空き家対策も問題となってきます。

優先順位をつけないと非常に項目が多すぎるので、メリハリつけてやっていかないと、それこそこちらの人員も限られているので、具体的に何を連携していくかということについては、もう少し絞り込んで、優先順位をつけて取り組んだ方がいいと思います。それが私からのコメントです。

他にはよろしいでしょうか。はい、森先生。

○**森副会長** おそらく文化局になるかと思いますが、世界遺産の関係の部署も入れておいていただければと思います。

○**廣田景観係長** 向こうの会議には我々も属していますので、そちらの部署も入れておきます。

○**愛甲会長** そちらもよろしくお願いします。

では以上で、本日の議事については終了します。

事務局にお返ししたいと思います。

4 閉会

○**平館課長補佐** 愛甲会長をはじめ委員の皆様、ありがとうございました。

次回の審議会は7月頃を予定しております。また日程が決まりましたら御連

絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。